

「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について
(地域福祉計画における障害福祉施策の進捗等)

区は、障害の有無に拘わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざし、障害の特性に応じた多様なニーズに対応したサービスの提供体制の整備に取り組んでいる。

現在、これらの施策を推進するため、中野区健康福祉審議会障害部会において、次期中野区障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定に向け、以下の課題について審議しており、その内容を報告する。

1 中野区における障害福祉の現状

(1) 手帳所持者数

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障害者	8,185人	8,126人	8,028人	7,872人
知的障害者	1,515人	1,553人	1,565人	1,601人
精神障害者	2,960人	3,012人	3,297人	3,576人

手帳所持者数の総数は、令和4年度末で13,049人であり、中野区人口の3.9%に相当する。身体障害者は令和元年度をピークにここ数年減少に転じている。一方精神障害者については令和元年度末より3年間で616人増加し、精神保健福祉手帳を有しない自立支援医療（精神通院）の受給者増と併せ、増加を続けている。

(2) 障害福祉サービス受給者数

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
総数	1,842人	1,866人	1,876人	1,965人
身体障害者	374人	367人	360人	372人
知的障害者	606人	624人	630人	645人
精神障害者	636人	658人	663人	720人
その他重複等	226人	217人	223人	228人

障害福祉サービス利用者については、令和元年度より、受給者数が微増傾向に留まったが、令和4年度は一転、89人増となっている。利用者増の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が小康状態となり、障害福祉サービスの利用を控えていた障害者がサービスの利用を再開、新規申請したものと思われる。

障害別の受給者数を見ると、令和元年度から令和4年度までの伸び率は、身体障害者は0.5%減、知的障害者は6.4%増となっているのに対し、精神障害者の伸び率は13.2%増となり、受給者増の主な要因として挙げられる。

(3) 障害支援区分

① 認定者数

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
人 数	1,255人	1,267人	1,278人	1,319人

※人数は各年度末の人数

居宅介護、重度訪問介護、生活介護等の介護給付サービス及び共同生活援助のサービス支給申請が行われた場合は、障害支援区分の認定が必要となる。認定者数は障害福祉サービス利用者の増加に比例し増加しており、特に共同生活援助に入居する際に障害支援区分を新たに取得する者、保護者の高齢化などにより短期入所の利用を希望する者が増加しており、認定者数の増加に繋がっているように思われる。

② 障害支援区分ごとの認定者数（令和4年度末現在）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
認定者数	113人	419人	218人	171人	149人	249人

障害支援区分の認定状況は上記のようになっている。認定者総数に占める区分4以上の重度障害者の比率を見ると、令和4年度末では43.1%となっている。また、令和元年度以降、各年度とも43%から44%の比率で推移している。

(4) 主な障害福祉サービスの受給者数

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者総数	1,842人	1,866人	1,876人	1,965人
居宅介護	548人	503人	544人	559人
生活介護	257人	261人	277人	276人
就労継続B型	485人	503人	502人	539人
就労移行支援	122人	123人	101人	117人
共同生活援助	213人	219人	257人	285人
計画相談支援	1,624人	1,666人	1,689人	1,764人

※生活介護は施設入所支援と併用するものを除く。

主な障害福祉サービスの利用状況を見ると、居宅介護利用者の45%前後は精神障害者の利用となっており、清掃を中心とした家事援助が大半となっている。

日中活動系サービスである生活介護、就労継続支援B型、就労移行支援の受給者は、施設入所者を除く受給者の52%程度が利用している。精神障害者の就労系サービスについては区外の事業所を利用するケースが比較的多数存在するものの、サービス利用希望者については概ね意向に添ってサービスを利用できているものと思われる。

共同生活援助については各障害福祉サービスのうち最も利用者の伸び率が高くなっている。共同生活援助の利用者の状況は、知的障害者では区内共同生活援助入居者が69人に対し、区外共同生活援助が61人、都外共同生活援助が28人となり、区外、都外共同生活援助入居者が区内共同生活援助入居者を上回っている。精神障害者を見るとその傾向はより顕著であり、大半の入居者が区外の共同生活援助に入居している。

計画相談支援については、計画作成率はほぼ100%となり、セルフプラン、ケアプラン作成者を除く、指定特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画によるサービス利用者数は順次増加し、ほぼ9割に達している。

2 障害者の権利擁護

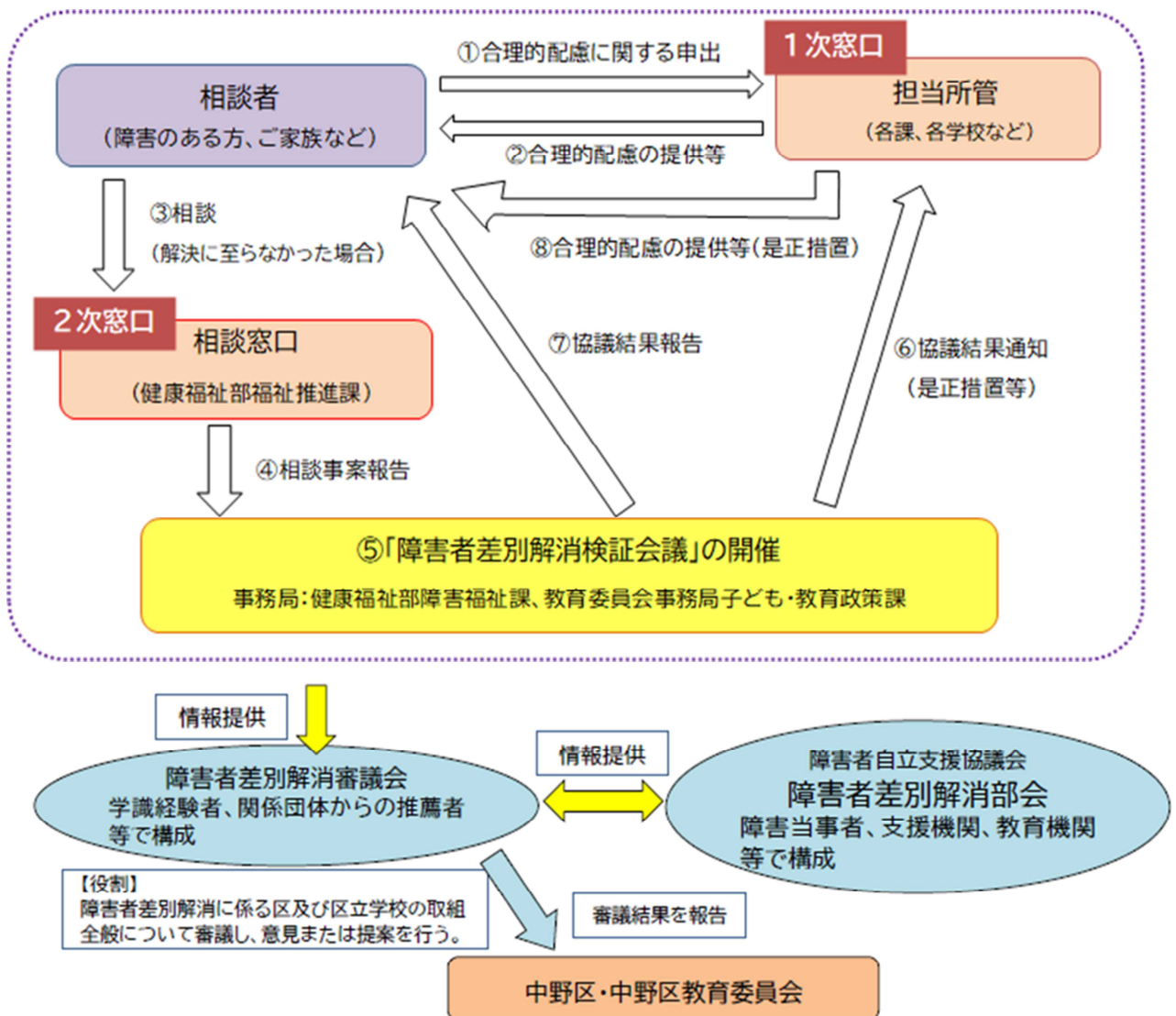
障害者が、自身の意思で決定し、活動や社会参加の制約を受けることなく、地域生活や社会生活を継続し、適切な支援を受けながらその人らしく生きられる社会を構築するため、障害者の権利擁護において多岐に渡る施策が必要であり、中野区障害者計画における施策に位置づけ、拡充を図っている。

(1) 障害者差別解消の取組

区においては差別解消及び合理的配慮の提供について以下の取組みを行ってきた。次期においては、障害者差別の解消に向けて、障害の理解、民間事業者への働きかけといった啓発活動を一層取り組む必要がある。

① 区における障害者差別の相談体制

区の業務に関する合理的配慮の提供等は、日々の業務のなかで担当所管が実施するため、最初の窓口は担当所管となる。担当所管への相談において解決に至らない場合は、障害者差別解消に関する相談窓口（健康福祉部福祉推進課）にて相談に応じる。



※「障害者差別解消検証会議」を開催し、差別的事案の検証及び是正を行うものとしているが、これまで該当案件がなく、令和2年度以降開催されていない。

② 合理的配慮の提供等の事例収集

年2回、庁内における事例調査及び事例に関する情報提供を行っている。

③ 障害者差別解消審議会

区が収集した合理的配慮の提供等に係る相談事例と区が行った対応について報告を受け、その対応が適切であったか審議し、今後の取組の改善について意見や提案を行っている。

ア 委員構成 計4名

学識経験者、弁護士、中野区障害者自立支援協議会推薦者、PTA推薦者

イ 開催回数 年1回程度

④ 障害者差別解消支援地域協議会

中野区障害者自立支援協議会の専門部会である「障害者差別解消部会」を区における障害者差別解消支援地域協議会と位置づけ、区内における障害者差別解消・合理的配慮の提供等に係る情報共有や、区民向けの理解啓発、小中学校への出前講座、民間事業者との意見交換等を行っている。

ア 委員構成 計11名

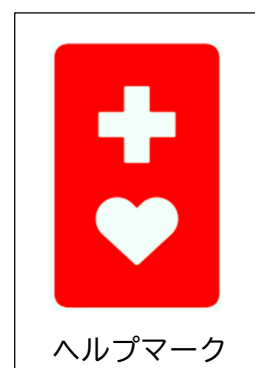
障害当事者団体、家族団体、通所施設事業者、教育機関関係者等)

イ 開催回数 年4回程度

⑤ 理解啓発事業

障害を理由とする差別の解消を目的として、毎年度、区民及び職員に向けた理解啓発事業を実施している。

- ・講演会の開催
- ・区立小中学校の小学5年生及び中学2年生を対象としたリーフレット等の配布
- ・中野区の行政窓口や事業実施時のリーフレット等の配布
- ・ヘルプマーク、ヘルプカードの配布、周知（横断幕、幟等）
- ・中野区職員研修



(2) 障害者虐待防止の取組

① 障害者虐待の状況

- ・障害者虐待の通報・届出状況

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
通報件数	8	7	16	10	13	11	25	25
認定件数	2	3	9	2	3	5	9	3

・ 障害者虐待認定の類型別件数

	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4
虐待者別								
養護者	0	2	6	1	1	4	7	2
施設従事者	2	0	3	1	1	1	1	1
使用者	0	1	0	0	1	0	1	1
内容別								
身体的虐待	1	2	6	1	1	1	5	2
性的虐待	0	0	1	0	0	0	0	0
心理的虐待	1	0	3	2	1	1	6	3
放任	0	0	2	1	0	3	1	0
経済的虐待	0	1	0	0	2	3	3	1

中野区においては、障害福祉課に障害者虐待防止センター機能を置き、対応を図ってきている。中野区における通報・届出件数は、徐々に増えており、特に令和3年度及び令和4年度は通報数が目立っている。

虐待者別にみると、養護者による虐待については令和2年度と令和3年度に増加しており、新型コロナウイルス感染症による自粛により、社会活動が制限される影響もあったと考えられる。また、施設従事者等による虐待通報・届出も継続的に認定されている。また以前より啓発が進み、公的機関や地域住民など、障害者虐待の知識を持つ方が増え、通報数の増加があると思われる。特に施設従事者等による虐待通報は年々増加しており、虐待認定に至らないまでも不適切な支援と判断せざるを得ないような案件が見られ、職員の虐待防止への意識とサービスの一層の質の向上を図る必要性があると考えられる。

② 障害者虐待防止支援

ア 相談体制

障害者虐待防止センターの他、すこやか障害者相談支援事業所を地域の相談や通報・届け出期間として位置づけている。

虐待防止センターにおいては、障害者虐待専用番号を設け、電話による24時間対応を行っている。

イ 障害者虐待防止啓発事業

年1回、有識者によるセミナーを開催するほか、パンフレットの作成、障害福祉サービス事業所等への配布などを実施している。

ウ 障害者虐待通報への対応

障害者虐待の通報・届出があった場合、関係者を招集しコア会議を開催、対応方針、初動対応、緊急性の判断、事実確認の方法などを検討。被虐待者への対応として、弁護士等による専門相談やカウンセラーによるカウンセリングも実施できる体制を設けている。

また、虐待をおこなった家族等の養護者についても、相談、支援または助言等を行っている。

③ 障害者虐待防止に向けた課題

ア 障害者虐待防止に係る理解促進

啓発事業としてセミナーの開催を行っているが、より障害への理解が進むことで虐待の防止に繋がることから、一層の取組が必要である。

イ 施設従事者の専門性と質の確保

施設従事者による虐待は、全国的に見ても増加傾向にあることに加え、死亡事故や重大事案が発生していることを考慮し、区としても引き続き虐待防止対策の推進を図る必要がある。

特に施設従事者の虐待通報件数の多い施設入所支援、共同生活援助、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所などについては職員の専門性とサービスの質を確保するための人材育成研修の実施や障害者施設の虐待防止体制のチェック、障害者虐待防止研修への参加促進などを行う必要がある。

3 地域生活の継続の支援

(1) 移動支援事業

移動支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的に下記の支援を行っている。サービスの支給量は、申請者からの聞き取り調査や訪問をケースワーカー、保健師等が行い、総合的に必要量を勘案し決定する。

① 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出（買物、冠婚葬祭等）及び余暇活動（映画鑑賞、観劇等）等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

② 通学等支援

同居の保護者の疾病・就労・その他やむを得ない事情により通学の介助ができないときに通学の介助を行う。

③ 車いすガイドヘルプサービス

ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便性と地域社会の積極的な交流を図るためにヘルパーを派遣する。

【支給決定状況と利用実績】

◇ 移動支援支給量

区分	支給量	その他	
身体障害者	40 時間/月	視覚障害者は 60 時間/月	
知的障害者	※グループホーム入居者は		
精神障害者	20 時間/月		
障害児	小学生		15 時間/月
	中・高校生		20 時間/月
難病患者	40 時間/月		

※ 通学等支援は、利用上の上限時間は設けておらず、真に必要とされる利用時間の精査を総合的に行い、支給量を決定する。

◇ 支給決定状況

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
決定者数（人）	874	930	975	889
決定時間（時間）	20,339	21,192	23,008	21,468.5

◇ 利用実績

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数（人）	619	545	560	585
利用率 ※1	70.8%	58.6%	57.4%	65.8%
利用時間（時間）	6,953	5,652	6,293	6,716
利用率 ※2	34.2%	26.7%	27.4%	31.3%

※1 上記の支給決定に対する割合 利用者数/決定者数

※2 上記の支給決定に対する割合 利用時間/決定時間

【課題】

① サービス提供体制の整備

地域生活支援事業は、サービスの内容や支給量等を、地域の特性や利用者の状況に応じて区が独自に決定し実施するサービスである。

移動支援事業の利用者数、利用時間は年々増加傾向であり、障害のある方の地域での社会参加の促進によるものと推察される。

しかし、サービス決定量に対し、利用率（利用者数/決定者数）が6割前後という実態を鑑みると、サービス量の不足以外に利用されていない要因を分析する必要がある。

今後、さらに国や都、他自治体の動向を踏まえ、利用者等へのアンケート調査など、ニーズに応じた適切な必要量の見直しが必要である。

② 移動支援内容の見直しの必要性

移動支援は地域の実情に併せ柔軟に実施することができることから、通所や通勤

などについて必要な場合は移動支援の対象とすべきなどの声があり、検討を進める必要がある。

(2) 指定障害福祉サービスにおける送迎

日中活動系サービスでは、希望する日中活動系サービス事業所を利用できることが重要であり、中野区では、特別支援学校高等部卒業生について入所調整を行っている。令和4年度卒業生についても全員が希望する日中活動系サービス事業所の利用に結びついたものの、送迎時に車内で医療的ケアが必要な方については、事業所の体制が確保できずに家族等が付添うといった課題があり、送迎バスに看護職員が同乗できる体制を確保できるよう検討を進めている。

医療的ケアが必要な障害者の受け入れに際し、それぞれの医療的ケアの状況に合わせて、送迎時の体制や在宅支援を検討するなど、個別性に応じたサービスを提供できる環境を確保することが課題となる。

4 相談支援体制の充実・強化

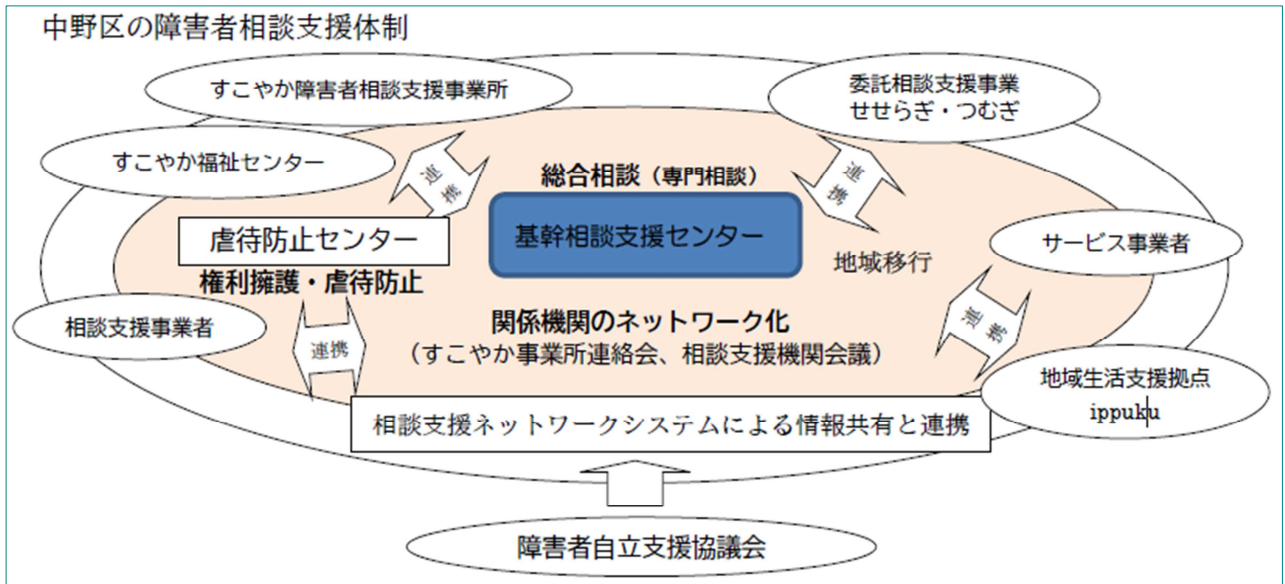
(1) 中野区の相談体制

区では地域の障害者の相談拠点として、4か所のすこやか福祉センター内に、平成22年7月に中部、平成24年9月に北部、平成27年4月に鷺宮、平成28年7月に南部と各すこやか障害者相談支援事業所をそれぞれ開設し、区内の4生活圏域に3障害を対象とする障害者相談支援事業を社会福祉法人等に委託し実施してきた。

平成24年には障害者虐待防止法の施行に伴い障害福祉課に虐待防止センターの機能を、平成26年には区の障害者相談の中核を担う基幹相談支援センターの機能を同じく障害福祉課が担うこととし、相談支援事業所への指導・助言や人材の育成、権利擁護、地域移行の推進機関としての役割を果たすこととした。

令和元年度には精神障害者の地域生活支援拠点を共同生活援助事業所の空室を利用し、体験の場の確保や一時保護機能などを持つ地域生活の維持、継続のための拠点施設を整備した。

令和4年7月には、基幹相談支援センターが果たす役割について、障害者の地域生活の支援を推進するために各相談支援事業所のなお一層の充実強化が求められていることから、基幹相談支援センター機能等を担う基幹相談支援係を新たに設置した。



(2) 総合的・専門的な相談支援

① 総合相談体制

基幹相談支援センター（障害福祉課）を中核とし、すこやか障害者相談支援事業所における3障害対応の総合相談を実施している。

障害の重度化、高齢化、ニーズの多様化などの課題に対応し、相談支援体制の拡充に向け、基幹相談支援センターのあり方やすこやか障害者相談支援事業所をはじめとする相談支援事業所の評価と今後のあり方などの検討が必要と思われる。

② 専門相談の実施

障害者地域自立生活支援センター（つむぎ）において「発達障害者」、「高次脳機能障害」の専門相談を実施（平成26年度開始）。

◇つむぎの窓口相談（専門相談を含む）の実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
発達障害	676人	513人	477人	541人
高次脳機能障害	433人	473人	317人	414人

(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者への支援

強度行動障害や高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

このため、高次脳機能障害及び強度行動障害に関し、支援者に対する研修としてセミナーを開催するなど、専門性の向上に努めている。

(4) 依存症対策の推進

依存症対策については、現在、すこやか福祉センターにおいて専門医師による予約制の相談を行うなど取り組んでいるところであるが、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に関するケースの自立訓練（生活訓練）等の利用相談や生活の場の確保、

居宅サービスの利用や支援に関する相談が増加している。依存症に関する研修の実施や関係機関が連携し支援にあたる必要がある。

(5) 地域の相談支援体制の強化

① 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言

中野区相談支援専門員ハンドブックの作成、配布（平成31年3月）

すこやか障害者相談支援事業所連絡会の開催（毎月定例）

サービス支給決定マニュアルの作成・配布、研修会の開催（令和4年6月）

② 地域の相談支援事業者の人材育成

相談支援専門員に対する研修事業実施状況

サービス利用計画及びモニタリングなどの質の向上を図るため区内相談支援専門員に対する研修を実施している。

(6) 第6期障害福祉計画における成果目標

成果目標⇒⇒相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施
- ・地域の相談支援事業所の人材育成
- ・地域の相談機関との連携強化の取組

(7) 障害児への相談支援

① 医療的ケア児及びその家族からの相談体制の課題

中野区では、区内4か所のすこやか福祉センターに、子どもの発達に係る最初の相談窓口が設置されており、同センターと、区立療育センターや障害児相談支援事業所が連携する仕組みにより相談支援体制を構築している。

しかし、医療的ケア児等に対する支援のように、特に専門的な知識等が必要となる相談支援においては、窓口を一元化するのが望ましいという考え方もあり、世田谷区や荒川区においては、そのような取り組みを行っている。また、医療的ケア児については、病院のNICU（新生児集中治療管理室）で治療を受けてから退院して地域における生活をはじめるとあって、病院の医療ソーシャルワーカーが自治体に相談するケースが多くある。この場合、区として誰にとってもわかりやすい窓口を設けることが必要である。

② 医療的ケア児支援に係る相談支援の検討

令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が制定され、国及び地方公共団体の責務が規定されたことも受け、次期計画期間においては、区における医療的ケア児等支援に係る相談窓口の検討を進める。

5 就労支援

地域共生社会において、働く意思のある障害者が就労の機会を確保できるよう、雇用促進を図るため、より一層の企業等への働きかけや相談支援等が求められている。

(1) 背景

① 法定雇用率の変遷

令和3年3月に法定雇用率が引き上げられてから以降、令和6年度以降の段階的な引き上げが決定しており、業種による軽減策も縮小する方針としている。

令和3年3月	民間企業	2.3%	国及び地方公共団体	2.6%
--------	------	------	-----------	------

令和6年4月		2.5%		2.8%
--------	--	------	--	------

※週20時間未満の方の雇用率への算定可能に変更

令和8年7月		2.7%		3.0%
--------	--	------	--	------

国は、法定雇用率の達成企業の割合を、2027年度には56%としている。2021年6月の達成状況が47%から9%増を目指している。法定雇用率に認められる就労時間の短縮など、これまでの枠組みの中で雇用に結びつきづらかった重度障害のある人や精神障害のある人の雇用機会の創出といった、就労支援センターにおける企業への働きかけがより必要とされるようになって考えられる。

② 新型コロナウイルス感染症による影響

この3年間は、新型コロナウイルス感染症のまん延のため、職場実習の受入れが大幅に縮小し就労者数も減少した。行動制限の撤廃と今後の法定雇用率の上昇を受けて、障害者雇用を改めて推進していくことになる。

就労している障害者も、リモートワークや勤務日数の抑制など、これまでと異なる生活リズムになり、置かれた状況に応じた生活支援が必要となる人もいた。

③ 障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律の改正等

令和4年に改正、令和6年4月に施行する改正法において、障害者の就労に関連して、新サービス「就労選択支援」の創設及び法定雇用率の算定における改正があった。就労選択支援においては、就労アセスメントの手法を活用し、障害者本人にとってより適した就労環境になるように支援する環境を整えるための新たなサービス体系である。また、障害者雇用については、現在は雇用義務の対象外である週の所定労働時間10時間以上20時間未満の重度障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため実雇用率において算定できるようになる。

企業に対しては、障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成が強化される。

(2) 障害者の就労支援の取組みについて

① 一般就労への支援

新型コロナウイルス感染症による影響はあったが、中野区役所内における職場体験実習は年間6回のペースで継続し、就労する意欲のある障害のある人の体験やアセス

メントの機会を確保してきた。雇用が進みづらい時期が続いたが、個々の準備性を高めるための支援は感染症に関係なく、継続して実施してきている。

なお、区内の就労移行支援事業所においては利用者数の減少傾向が見られ、特別支援学校から直接就労に結びつくことも多くなったことも一因として考えられる。今後は休職中の職場復帰に向けた支援に係る取組など、これまでの就労支援に加えニーズに応じた支援の幅が求められるようになってきている。

また、障害者施策においても、重層的支援や包摂的な地域社会の実現を拡充するものとして、社会資源の活用や他の福祉分野における施策との連携などを推進していく必要がある。一般就労においては、障害者施策の枠に留まらず、ソーシャルファームの拡大を見据え、中野区としても企業が障害者雇用に意欲的に取り組めるように積極的に働きかけを行う必要がある。

② 就労継続支援事業所における工賃向上

中野区内の就労継続支援B型事業所における月額平均工賃

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度※
中野区	17,207円	16,844円	16,386円	17,301円
東京都	16,154円	14,777円	15,563円	—

※令和4年度は暫定値

新型コロナウイルス感染症による受注の減少、事業所運営における利用者のシフト勤務や在宅における支援の影響が現れている。また、自主生産品は、これまで地域のおまつりや区内外のイベントへの出店などにより販売の機会を確保していたが、おまつり等が中止となり、どの事業所も売上げが減少した。新たな販路開拓としてインターネット販売を試行する事業所もあったが、売上げを維持することが非常に難しい状況にあった。

(3) 就労支援に係る施策の推進

① 就労機会の拡大

中野区の就労支援センター機能を委託する中野区障害者福祉事業団において、就労に係る支援を継続して行っている。

企業等への働きかけの他、実習生の受入れに際し環境整備等に要する費用を支援する目的として、実習受入奨励金の交付を令和5年度から開始した。

就労者への継続した支援の実施、特別支援学校在学中からの切れ目のない支援、企業等との連携等を行うことで就労の定着・継続を図っていく。

② 障害者就労支援事業所における工賃の向上

中野区においては、区内障害者関係機関や施設が就労支援等に関し連携して取り組むために「なかの障害者就労支援ネットワーク」を運営している。運営会議の開催、雇用就労部会及び共同受注部会を設置し就労支援や共同受注における連携、協働に取り組んでいる。

また、就労支援センター機能と併せ、中野区障害者福祉事業団に委託する共同受注促進事業により受注した業務は、令和4年度には新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に回復してきている。

自主生産品の販路拡大に向けた取組として、中野区役所におけるロビー販売等も行っている。区役所1階の福祉売店においては、中野区障害者福祉事業団が自主事業として運営しており、令和4年度は、障害者団体が23団体、民間企業等6社が製品を販売する他、就労継続支援事業所からの出張販売にも協力をしている。就労継続支援事業所の利用者も重度化、高齢化してきていることで新規開発が難しくなっており、商品のマンネリ化等の課題が生じている。

区においては、障害者優先調達推進法に基づき、共同受注部会を介して区内の事業所に公園や施設等の清掃、クリーニング、発送文書の封入・封緘等を発注している。